

建築設備士になるには

1. 建築設備士とは

- 建築士は、大規模の建築物等の建築設備に係る設計又は工事監理を行う場合で、建築設備士の意見を聴いたときは、設計図書又は工事監理報告書において、その旨を明らかにしなければならぬこととされています。
- 建築設備士になるためには、国土交通大臣が登録する試験に合格し、かつ国土交通大臣が定める要件を満たすことが必要です。
- また、建築設備士として業務を行う者は、建築設備士を対象とする登録であつて、建築設備士の資格を有することを証明するものとして国土交通大臣が指定する登録を受けることができます。

2. 国土交通大臣が登録する試験

《試験の構成》

「学科の試験」及び「設計製図の試験」

《実施機関》

公益財団法人建築技術教育普及センター

<https://www.jaeic.or.jp/>

《受験手数料》

36,300円(うち消費税額3,300円)

3. 国土交通大臣が指定する登録

《実施機関》

一般社団法人建築設備技術者協会

<http://www.jabmee.or.jp/>

《登録手数料》

23,100円 (うち消費税額2,100円)